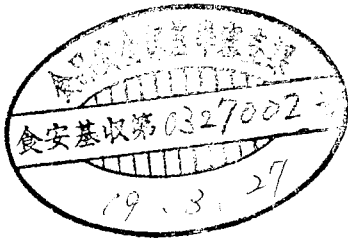




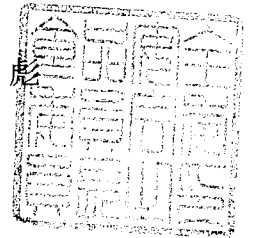
資料 7-1



府 食 第 3 0 3 号
平成 1 9 年 3 月 2 3 日

厚生労働大臣
柳澤 伯夫 殿

食品安全委員会
委員長 見上 彪



食品安全基本法第 1 1 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

平成 1 9 年 3 月 1 9 日付け厚生労働省発食安第 0 3 1 9 0 0 2 号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答いたします。

記

アボパルシンについては、国内及び主要国で製造、販売及び使用実態がないとされている。また、食品、添加物等の規格基準（昭和 3 4 年厚生省告示第 3 7 0 号）におけるアボパルシンの食品中の残留基準を削除した場合、貴省により、同規格基準 第 1 食品の部 A 食品一般の成分規格 1 に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」の管理措置がとられることとなると承知している。したがって、当該管理措置が適正に実施される場合にあっては、アボパルシンが残留した食品が国内に流通する可能性は無いと考えられるので、当該残留基準の削除は食品安全基本法（平成 1 5 年法律第 4 8 号）第 1 1 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

